

令和5年6月2日 佐藤

～ 地域と区が協働で、親しみある公園づくりをさらに推進します ～

区と区内団体が新たに『公園等愛護協定』を締結

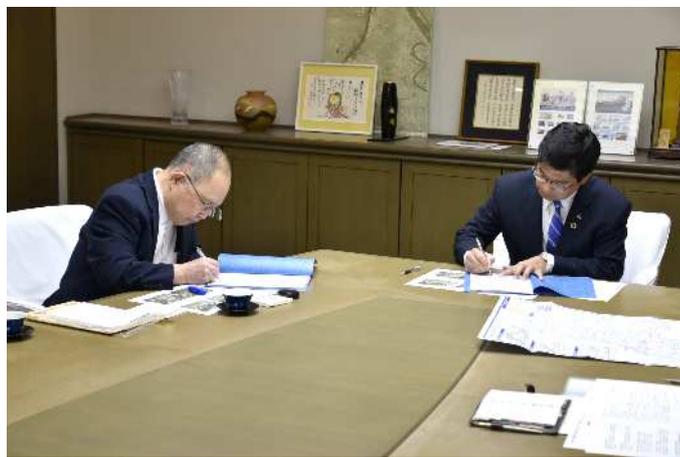
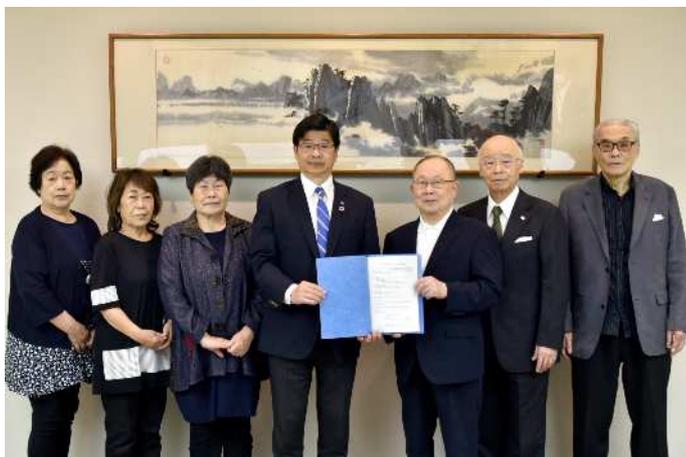
区は、「八広第一児童遊園及び八広第二児童遊園愛護委員会」（後藤 俊也・委員長）と新たに『公園等愛護協定』を締結しました。

この協定は、地域の方々に公園や区民広場などに愛着や親しみをもってもらい、よりよい施設とすることを目的として、町会や自治会などの地域団体と区が協定を結び、公園・児童遊園・区民広場の維持管理を協働で行うものです。本協定の締結により、区と『公園等愛護協定』を締結する団体は67団体となりました。

本日、墨田区役所（吾妻橋 1-23-20）において、山本 亨 墨田区長、「八広第一児童遊園及び八広第二児童遊園愛護委員会」（会員数 15 名）の後藤 俊也 委員長と委員 5 名を含む 9 名が出席し、愛護協定締結式を行いました。

区長は今回の締結にあたり、「区内の公園や区民広場の約 4 割を愛護委員会の皆様に維持管理をいただいています。公園を愛する皆様のお気持ちの温かさ、すみだの地域力の高さを改めて実感します。公園がいつもきれいで、訪れる人の心を癒すとともに、区全体の魅力向上にもつながっています。ありがとうございます。」とあいさつしました。

《写真》 協定締結の様子



《概要》公園等愛護協定

『公園等愛護協定』は、町会・自治会などの地域コミュニティが活発に活動する墨田区が全国に先駆けて始めたもので、区立公園や児童遊園、区民広場の維持管理について、愛護委員会と区が結ぶもの。第1号は、昭和52年に結んだ「東向島ふじ公園維持委員会」。協定を結んだ団体は、区と協働で公園の管理を行います。具体的には、愛護委員会は公園などの清掃や草取りなどを行い、区はゴミの収集や樹木の害虫駆除、管理に必要な道具を愛護委員会に提供します。

区内に現在 167 か所ある区立公園や児童遊園などのうち、本日の八広第一児童遊園、八広第二児童遊園（八広 5-7-6、八広 5-7-18 別紙参照）を加えた 71 か所が、区と愛護委員会によって管理されます。

《問合せ》道路公園課 03-5608-6661

お問い合わせは午後 5 時までにご利用します。（広報広聴担当 03-5608-6220）